

登所許可証明書

児童ルームたちキッズ鳥栖南
児童発達支援 施設長 殿

児童氏名 _____

病名【 _____ 】

症状が回復し集団活動に支障がない状態になったので _____ 年 _____ 月 _____ 日 から
登所可能と判断します。

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印 _____

当事業所は、幼児が集団で過ごす場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について証明書の提出をお願いいたします。感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での活動が可能な状態となつてからの登所であるようご配慮ください。症状のみで診断できる場合は病院での検査の必要はありません。医師の指示に従ってください。

☆医師の記入した証明書が必要な感染症☆

病 名	感染しやすい期間	登所のめやす
発しん（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱してから 3 日経過してから
風しん	発疹出現の前 7 日くらいから後 7 日くらい	発疹が消失してから
水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染のおそれがないと認められるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数ヶ月排泄される	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染のおそれがないと認められるまで
その他の感染症	学校保健安全法施行規則 第 18 条に定められている感染症	